

# これからの幼児教育に望みたいこと



山下俊郎

わが国の幼児教育も、一昨年の幼稚園教育九十年を過ぎて、今年はもう九十二年に入ろうとしている。ちょうど明治以来百年でもある。考えてみると、幼児教育の歩みも長いものであるが、その間の進歩は著しいものであるといえよう。しかし、その一方では何となく同じ所に低迷している感もないではない。これからの幼児教育に望みたいこと、それは数えあげればいくらでも挙げられるであろうが、ここに主なことのいくつかを述べてみたいと思う。

一

わが国の幼児教育の望ましい姿として、まずその窮極の姿を考えてみると、何といっても幼児教育の義務化ということがその姿であると思う。幼児教育を義務化することについては、こ

れに対するいろいろの反論もある。しかし、すべての幼児をほんとのあるべき姿の幼児教育の恩恵に浴させたいということを考えるとき、やはり結論は義務化というところに落ちつくのではないだろうか。

幼児教育が義務制になることによって、幼稚園と保育所との一元化論もその所を得てくることになろう。一元化されることによって、少なくとも幼稚園年齢の幼児の保育は一貫したものになってくるからである。

しかし、現状においてはまだ義務制は無理であり、少し遠い先の夢にすぎないといえるであろう。そこでわたしどもの考え方は現在の現実をふまえて、幼児教育の普及ということを考えなければならぬ。幼稚園に関しては、昭和三十八年に発表された幼稚園教育振興七年計画が、少なくとも量的にはその進行をすすめて

いることが認められる。すなわち就園率という一つの客観的指標を以つてみると、昭和三十九年に三八・九%であったものが四十年に四一・二%、四十一年に四四・三%となっており、四十二年にはすでに四七・一六%にのぼっている。振興計画の当初の目標である六〇%には、程遠からず達しそうな勢いである。

文部省では、昭和四十一年度現在を以つて、幼児教育普及度状況の調査を行ない、昨年三月これを発表した。これは幼稚園のみでなくて保育所をも含めて行なったわが国で初めての調査である。

これで見ると、幼稚園の就園率に相当する保育所の在籍率も、厚生省の保育所拡充五年計画を反映して年次ごとに少しずつ上昇している。すなわち、昭和三十九年二二・七%、四〇年二二・八%、四一年二三・八%の在籍率である。

したがって、幼稚園、保育所の両施設を合わせた就園率というときは、昭和三十九年から四一年にいたる間に六一・六%、六四・〇%、六八・一%というように年次ごとに順調にふえてきているのである。

わたくしたちは、このように次第にふえてきている幼児教育施設を、このままの勢いで順調に増大していき、やがて九〇%から一〇〇%の幼児が、幼児保育を受けられるようになりたいものを中心から望むものである。それは、幼稚園も保育所も、それぞれのありべき姿において、どしどし増設されていくことによって、そ

れを達成するようになりたいと願うものである。

## 二

しかし、このようなわたしたちの願望を達成するについて、それに連関する問題がいろいろあることに注目しなければならぬ。

すでにいわれているように、幼稚園も保育所もその普及率には地域による格差が大きい。この地域格差を解消するようにつとめることが普及の重要なねらいとなるであろう。そして全般としては、保育に欠ける幼児はそれをすべて保育所に収容し、残る幼児はそれをすべて幼稚園に入れるというようにありたい。そして、その保育内容は一本のものとするこゝによって（現在すでにその線をたどってはいるが）、あるべき姿としての幼児教育の普及が達成されるわけである。このようにして幼児教育があまねくいきわたるようになれば、現実の問題としては、義務制にならなくても義務制になったのと同じ効果が期待されることになるであろう。

ところで、このように幼稚園も保育所も普及増設されることによつて本来の幼児のしあわせがもたらされるのではあるが、現実にはこの普及増設に大きい問題がからまつている。幼稚園の振興計画は人口一万人の市町村に一つずつの幼稚園を設けるとうたつ

ているのであるが、現実はなかなかそういかないで大都市のみに増加がみられる傾向がある。しかも、公立幼稚園が設置されることは、保育料の負担からいって、父兄の歓迎するところではあるが、それが私立幼稚園の存在を無視してそれを圧迫し、時には私立幼稚園を廃園にまで追い込む所もあるように聞いている。適正配置ということが最も望ましい所である。その見地からいって時は、国公立の幼稚園も保育所も、すべてを包括して一つの地域に適正配置を決定する審議機関を設けて審議することが望ましい。すでに名古屋市や川崎市にはこのような委員会が設けられているが、でき得ることならば、日本全国のどの地域にも、もれなくこのような適正配置のための審議組織が設けられるのが当然である。国家ならびに各地方自治体にこのような組織を作ることが義務づけるようにありたい。これをどこかの行政組織の中で義務づけてもらいたいということは、わたくしの強い願いである。

そして、このような組織は同時に施設の内容についても審議して、幼児保育の内容の向上をはかる組織であってもらいたいのである。地方公共団体で公立として開く幼稚園が、幼稚園設置基準を下まわる幼稚園でありながら、公立であるが故にまかり通っているというような不合理は徹底的に排斥されなければならない。

私立幼稚園の認可にはきびしい基準でのぞみ、公立幼稚園の設置には設置基準不在の園を作るといことは、許されてはならない

ことであろう。幼児保育施設の増設拡充は単なる数の増加でなくて、内容の向上を伴った拡充でなければならない。

幼児保育施設の量的増加は保育の恩恵をままねくいきたらせる道であるが、それは内容の質的低下を招くものであってはならず、むしろ質的向上を伴うものであってはじめて保育の恩恵の普及といつていいものである。

### 三

この数年来幼児教育について論ぜられることというと、義務制の問題を中心とした以上のような問題が中心となるので、制度的な観点からの論議を以上に展開することになったのであるが、今度はその内容的な問題について少し考えてみよう。

まず第一に取りあげたいのは、すでに論議したことに対する科学的研究による基礎づけの問題である。

文部大臣が五歳児から義務教育にするという談話をしたことから、ともすると現在小学校一年生で与えられている教育内容を一年早めて五歳児に与えることだと考える誤謬が世間一般に流れたりする。このことには誤って受け取る側が悪いという逃げ口上がり立つかも知れないが、わたくしは五歳児就学というような歌い文句を無責任に放言する方に罪が深いと思う。このような放言をする前に、そのようなことが可能であるかどうかについて、科

学的資料に基づいて検討することが大切なのである。その科学的資料が何もない現状において、ちょっととした思いつきで世間をさわがすのは罪が深い。よろしく、科学的研究を十分に行なつて基礎的資料を整えるだけの予算と研究組織とを整えることの方が先決問題である。教育科学の貧困ということは、わが国の政策的欠陥である。とくに幼児教育においてこのことがいちじるしい。この欠陥を救うようにすることが、これからの幼児教育に対する最も大きい貢献となるものであろう。

幼児教育における教育内容の研究についてもこのことはあてはまる。幼稚園教育要領そのものを組み立てるときも、その内容の実証的根拠があまりしっかりしていないといふことの必然的な欠陥として、年齢別、発達段階に應ずる教育内容が示されていないという結果となつたものと見られるからである。また、教育要領の総則に示されているような事柄が、教育内容の展開において必ずしも十分に行なわれていない面がある。たとえば、基本的生活習慣の育成という文句が総則に出ていても、その具体的展開は十分に行なわれていないうらみがある。これらは結局は保育の場における実証的研究が、少なくとも教育要領作製の段階では不十分であつたということに帰着するものだと考えられる。

幼児教育の実践におけるこれらの実証的資料の貧困は、わが国の幼児研究の貧困、とくに保育の実践と直結した研究の貧困を示

すものに他ならない。たとえば、幼児の身体発育に関しては、厚生省の昭和三十六年の資料があり、また文部省の年次統計の資料もある。ところが、精神発達に関する資料は、わたくしたちが、昭和二十八、二十九の両年にわたつて日本保育学会で行なつた本邦幼児発達規準の研究が、辛うじて戦後の資料として信頼できる唯一のものである。そしてこれもすでに研究後十五年という年月がたとうとしている。文部省なり、厚生省なり、あるいはその管轄下にある国立教育研究所や日本総合愛育研究所に対して、十分の研究費を支出して、少なくとも十年毎くらいに、身体発育の規準と同じように新しい資料を作製するくらいの考えが出て来てもいいのではないかと思うものである。このような資料は地道な努力の積み重ねによつてようやく出来るものであつて、数人の努力によつては到底できるものではない。

文部省でも厚生省でも、もう少し科学的な実証的な資料の基礎の上に、すべての教育や福祉対策を組み立てるべきである。大臣は思いつきによる放言をするのでなくて、しっかりと現実に根をおろした施策を立て推進するために、もっと科学的研究をすすめることができるように予算措置をして研究体制をがっちりとするを進めるべきであると思うものである。